

見守り情報

8月号

最新の消費者トラブル事例や対策、特殊詐欺の被害者にならないための情報を発信します。

「強引な勧誘で契約させられた！」
「不審な電話がきた！」など、
一人で悩まず相談しましょう！

相談先は
こちら

▶ 消費生活相談窓口 環境生活課町民生活係
☎ 23-3209 (8:45~17:15)
☎ 188 (消費者ホットダイヤル全国共通)

「帰省中に確認してみましょう！」 高齢者の見守り術！

お盆など帰省された際は、ご家族で詐欺被害などについてお話してみませんか？還付金詐欺などの特殊詐欺の手口、対策を話題にし、大切な高齢者の見守りをしましょう。

事例

「還付金詐欺」

役所職員を名乗り「払いすぎた医療費（税金）があるので返金します」「どこの銀行口座を持っていますか？」「暗証番号は？」などと聞かれ、キャッシュカードを騙し取られた。



事例

「警察官を名乗る詐欺」

音声ガイダンスの電話があり、指示に従うと警察官が出て「あなたに逮捕状が出ている」と言われた。逮捕されないためには「保釈保証金」を支払うよう言われた。

対策

気づきのポイント

☑「お金の話」が出たら要注意！

「医療費や税金が戻ります」「お金を振込んで欲しい」などお金に関わる話が出たら詐欺を疑いましょう！

☑「急がせる言葉」は要注意！

「今日が締め切りです」「すぐ手続きしないと戻りません」など、慌てさせるような言葉は詐欺を疑いましょう！

☑「暗証番号」「キャッシュカード」の話は要注意！

電話や訪問で暗証番号を聞かれたり、キャッシュカードを渡すよう言われたりすることは絶対にありません！

もし「おかしい？」と思ったら一人で判断せず必ず家族や周りの人に相談するか、すぐに警察に連絡してください。

警察に相談したいときは ➡ ☎ 「#9110」



気をつけましょう!! ネット通販!

「回数縛りなし・初回格安」の定期購入トラブル!

インターネット通販で「回数縛りなし・初回〇〇円」という格安化粧品を注文した。1回だけのつもりが、届いた商品の明細を見ると「定期購入」と記載されていた。すぐに解約を申し出たが、「初回特別価格と定価の差額を請求する」と言われたという相談が多く寄せられています。

「回数縛りなし」と表示されていても、最低回数がないだけで、解約しない限り継続する定期購入の可能性が高いです。「初回〇〇円」も定期購入を前提とした特別価格が多いので、十分注意しましょう。注文する前に販売サイトや「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう!